

(報告)

ダム水路主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の資格付与等に関し
高等学校卒業程度認定試験の合格を高等学校卒業と同等に扱うための
省令及び内規改正について

平成24年12月4日

商務流通保安グループ

電力安全課

1. 改正の目的及び方針

○学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項及び高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)の規定により、高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)に合格すれば高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定されるにも関わらず、国家資格の付与の要件において、高卒認定試験合格者を高等学校を卒業した者と同等と扱っていないことは問題であるとの指摘がなされた。

○電気事業法に基づくダム水路主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る主任技術者免状交付の要件又はボイラー・タービン主任技術者に係る許可選任の要件の一つとして、高等学校等を卒業したことを求めているが、高卒認定試験合格については高等学校卒業と同等とは扱っていない。

○上記の要件として高等学校等を卒業した場合に求めているものは、設備に関する専門的知識を獲得するために必要な基礎的学力であり、設備に関する専門的知識そのものではない。

○したがって、上記の主任技術者に係る要件について、高卒認定試験合格者を、高等学校を卒業した者と同等と扱っても保安上問題はないため、所要の改正を行う方針。

◇今後のスケジュール

- 平成24年12月上旬 省令及び内規改正案のパブリックコメント
- 平成25年1月中旬 改正省令及び内規の公布・施行

1. 改正の目的及び方針(参考)

<文部科学省パンフレットより>

高等学校卒業程度認定試験

(高卒認定試験)



この試験は、いろいろな理由で高校を卒業していない人のために、「高校を卒業した人と同等以上の学力があるかどうか」を文部科学省が認定する試験です。

高卒認定試験に合格すると、
大学・短大・専門学校を受験資格が得られます。
就職や資格試験の受験にも活用できます。

1 受験資格

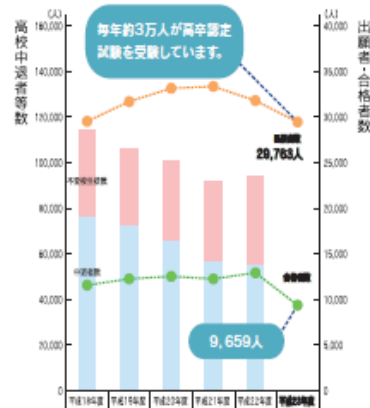
16歳以上になる大学入学資格のない人
(高校などを卒業していない人)

- 中卒の人
- 高校を中退した人
- 高校には在籍しているが、学校へは通っていない人など



高校中退者の私でも受験ができて、試験に合格すれば専門学校を受験ができるので、この資格を知ったときにとてうれしかったです。

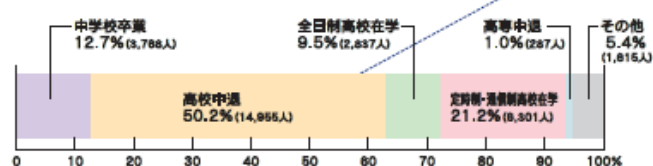
◎出願者と合格者数



注1) 中退者数及び不登校生徒数は、「児童生徒の出席行方等生徒指導上の検閲簿」に「欠席」に「欠席」により
注2) 平成23年度の合格者数は、平成23年12月10日現在のものです。

高校を中退した人もたくさん受けています。

◎最終学歴別出願者数の割合 平成23年度



2 試験科目・合格要件

合格するには、
8科目が9科目
必要です。



教科	試験科目	合格要件
国語	国語	必修
数学	数学	必修
外国語	英語	必修
地理歴史	世界史A	2科目のうち1科目選択
	世界史B	
	日本史A	4科目のうち1科目選択
	日本史B	
	地理A	
地理B		
公民	現代社会	現代社会1科目 又は 倫理、政治・経済の2科目
	倫理	
	政治・経済	
理科	理科総合	5科目のうち2科目選択
	物理I	
	化学I	
	生物I	
	地学I	

免除科目があるか、
調べてみましょう。



3 試験の免除

これまで学習してきた成果をもとに、試験科目が免除される可能性があります。

- 高校へ通っていた人
- 高等専門学校へ通っていた人
- 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程へ通っていた人
- 英検などの資格を持っている人 など

各試験科目の免除に必要な科目や単位、資格試験は決まっているので、
電話で文部科学省にお問い合わせいただくか、ホームページで確認してください。

受験者の声

人それぞれ事情がある中で、大学には進学したいと思う人はすごく多いと思います。それから人生をやり直したいと思う人も多と思います。そういう人たちにとって良いチャンスだと思います。

高校を中退して働き出すと、学校に戻って勉強したくても時間等の理由でいけないので、大学にいくための資格があるということはありがたいです。働きながら勉強するのは大変だけど目標を持って勉強することはやりがいのあることです。

現在、ほとんどの国家試験の受験資格や合格後の取扱いで、
高卒認定試験合格者は「高卒者と同様」に扱われています。

◆今後も、さらに多くの地方公共団体や企業で、同様の取扱いがなされるよう働きかけていきます。



2. 現状制度(主任技術者免状の交付要件1)

○電気事業法において、ダム水路主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者免状交付の要件は以下のとおり。(電気事業法第44条)

<資格区分>	<種別>	<免状交付要件>
ダム水路主任技術者	{ 第一種 第二種	免状の種類ごとに経済産業省令で定める <u>学歴又は資格及び実務の経験</u> を有すること。
ボイラー・タービン主任技術者	{ 第一種 第二種	免状の種類ごとに経済産業省令で定める <u>学歴又は資格及び実務の経験</u> を有すること。

※免状の種別により、取り扱うことができる設備の規模が異なる。

○それぞれの免状ごとに求められる学歴又は資格及び実務の経験については、「電気事業法に基づく主任技術者の資格等に関する省令」において規定されている。

○学歴又は資格に応じて、必要となる実務経験年数に差を設けており、高等学校等の卒業者も一定の実務経験があれば免状取得が可能。

2. 現状制度(主任技術者免状の交付要件2)

ダム水路主任技術者

免状の種類	学歴又は資格	実務の内容	実務経験年数
第一種ダム水路主任技術者	大学等で、土木工学に関する学科を修めて卒業	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後5年以上(高さ15m以上のダムの工事、維持及び運用に関する経験年数3年以上を含む)
	大学等を卒業		卒業後9年以上(高さ15m以上のダムの工事、維持及び運用に関する経験年数3年以上を含む)
	短期大学又は高等専門学校等で、土木工学に関する学科を修めて卒業		卒業後6年以上(高さ15m以上のダムの工事、維持及び運用に関する経験年数4年以上を含む)
	短期大学又は高等専門学校等を卒業		卒業後10年以上(高さ15m以上のダムの工事、維持及び運用に関する経験年数4年以上を含む)
	高等学校等で、土木工学に関する学科を修めて卒業		卒業後10年以上(高さ15m以上のダムの工事、維持及び運用に関する経験年数5年以上を含む)
	高等学校等を卒業		卒業後14年以上(高さ15m以上のダムの工事、維持及び運用に関する経験年数5年以上を含む)
	中学校を卒業		卒業後20年以上(高さ15m以上のダムの工事、維持及び運用に関する経験年数10年以上を含む)
第二種ダム水路主任技術者	大学、短期大学又は高等専門学校等で、土木工学に関する学科を修めて卒業	水力設備の工事、維持又は運用	卒業後3年以上
	大学、短期大学又は高等専門学校等を卒業	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用	卒業後5年以上(水力設備に係る経験年数3年以上を含む)
	高等学校等で、土木工学に関する学科を修めて卒業		卒業後5年以上(水力設備に係る経験年数3年以上を含む)
	高等学校等を卒業		卒業後7年以上(水力設備に係る経験年数3年以上を含む)
	中学校を卒業		卒業後12年以上(水力設備に係る経験年数8年以上を含む)

2. 現状制度(主任技術者免状の交付要件3)

ボイラー・タービン主任技術者

免状の種類	学歴又は資格	実務の内容	実務経験年数
第一種 ボイラー・ タービン 主任技 術者	大学等で、機械工学に関する学科を修めて卒業	(発電用の)ボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用	卒業後6年以上(圧力5880kPa以上の発電用のボイラー等の工事、維持及び運用に関する経験年数3年以上を含む)
	大学等を卒業		卒業後10年以上(圧力5880kPa以上の発電用のボイラー等の工事、維持及び運用に関する経験年数3年以上を含む)
	短期大学又は高等専門学校又等で、機械工学に関する学科を修めて卒業		卒業後8年以上(圧力5880kPa以上の発電用のボイラー等の工事、維持及び運用に関する経験年数4年以上を含む)
	短期大学又は高等専門学校等を卒業		卒業後12年以上(発電用のボイラー等の工事、維持及び運用に関する経験年数8年以上(うち4年以上は圧力5880kPa以上のものであること)を含む)
	高等学校等で、機械工学に関する学科を修めて卒業		卒業後10年以上(圧力5880kPa以上の発電用のボイラー等の工事、維持及び運用に関する経験年数5年以上を含む)
	高等学校等を卒業		卒業後14年以上(発電用のボイラー等の工事、維持及び運用に関する経験年数10年以上(うち5年以上は圧力5880kPa以上のものであること)を含む)
	中学校を卒業		卒業後20年以上(発電用のボイラー等の工事、維持及び運用に関する経験年数15年以上(うち10年以上は圧力5880kPa以上のものであること)を含む)
	一級海技士等		資格取得等から6年以上(圧力5880kPa以上の発電用のボイラー等の工事、維持及び運用に関する経験年数3年以上を含む)
第二種 ボイラー・ タービン 主任技 術者	大学等で、機械工学に関する学科を修めて卒業	発電用のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は燃料電池(最高使用圧力98kPa以上のものに限る)の工事、維持又は運用	卒業後3年以上
	大学等を卒業	(発電用の)ボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は燃料電池の工事、維持又は運用	卒業後5年以上(発電用のボイラー等に係る経験年数3年以上を含む)
	短期大学又は高等専門学校又等で、機械工学に関する学科を修めて卒業		卒業後4年以上
	短期大学又は高等専門学校等を卒業		卒業後6年以上(発電用のボイラー等に係る経験年数4年以上を含む)
	高等学校等で、機械工学に関する学科を修めて卒業		卒業後5年以上
	高等学校等を卒業		卒業後7年以上(発電用のボイラー等に係る経験年数5年以上を含む)
	中学校を卒業		卒業後12年以上(発電用のボイラー等に係る経験年数10年以上を含む)
	一級海技士等		資格取得等から6年以上

2. 現状制度(許可選任制度)

○主任技術者は免状の交付を受けた者から選任するのが原則であるが、自家用電気工作物を設置する者は経済産業大臣の許可を受ければ、免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。(許可選任制度)

○許可にあたっての審査基準を、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」として定めて運用しているところ、ボイラー・タービン主任技術者については、小規模な設備であれば、高等学校等を卒業後一定の実務経験があれば許可選任が認められる。

主任技術者制度の解釈及び運用(内規)

2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。

(3)ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

①ボイラー・タービン主任技術者を選任しようとする事業場又は設備が、火力発電所(内燃力を原動力とするものを除く。以下本項において同じ。)、火力発電所の設置の工事のための事業場若しくは火力発電所を直接統括する事業場又は燃料電池発電所若しくは燃料電池発電所の設置の工事のための事業場であること。

②ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 出力200キロワット未満、圧力1,000キロパスカル未満、かつ、当該ボイラーの最大蒸発量(ボイラーを2個以上設置する場合はその蒸発量の和)が4トン毎時未満(発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーを用いる場合に限る。)の火力発電所、当該発電所の設置のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が200キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) 学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) **学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設を卒業した者であって、火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者**

(ハ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条第1項第2号イの1級海技士(機関)、同号ロの2級海技士(機関)又は同号ハの3級海技士(機関)としての海技士の免許を受けている者

(ニ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを4月以上取り扱った経験がある者

(ホ) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第97条第1号の特級ボイラー技士免許、同条第2号の1級ボイラー技士免許又は同条第3号の2級ボイラー技士免許を受けている者

(ヘ) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和59年通商産業省令第15号)第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ト) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項の技術士(機械部門に限る。)の2次試験に合格した者